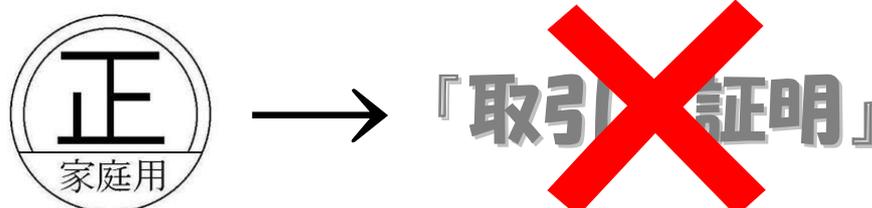


業務で「はかり」をお使いの皆さまへ 重要なお知らせ

- (1) 取引や証明には、検定証印など（・）のある「業務用のはかり」を使いましょう。



- (2) 「家庭用のはかり（キッチンスケール・ヘルスメーターなど）」は取引や証明には使用できません。



- (3) 取引・証明に使用する「はかり」は、定期検査を必ず受けましょう。
- (4) くわしい内容については、裏面をご覧ください、鹿児島市計量検査所（099-256-5633）まで、お問い合わせ下さい。

業務で計量器（はかり）をお使いの皆さまへ

～鹿児島市計量検査所からのお知らせ～

計量法では、業務の中で取引・証明行為に『特定計量器（はかり）』を使用する場合、検定証印等の付された計量器の使用と、その計量器の精度の維持を図り、適正な計量の実施を確保するため、2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。（詳しくは下記の各項目をご覧ください。）

① 対象の特定計量器は、質量計のうち「非自動はかり、分銅・おもり」です。

② 取引行為には、商品を販売する際に計量器で計量した内容量に応じ料金を徴収することなどがあります。

（☆取引行為となる計量器の使用例☆）

- 商店、スーパー等で計量販売に使用
- 工場、事業所等で原材料の購入や製品の販売出荷のために使用
- 農業、漁業等で、農産物や水産物の売買、出荷用に使用
- 薬局、病院で調剤用に使用
- 宅配便の受付、取次所で重量により料金を算定するために使用
- 自動詰込機（自動はかり）により詰込んだ商品の量目の最終確認に使用
- 貴金属類やリサイクル品等の買取りに使用
- その他計量販売（買取）を目的として使用

③ 証明行為には、計量器で計量した重量を、記録紙や証明書、料金の請求書等に記載し開示することなどがあります。

（☆証明行為となる計量器の使用例☆）

- 学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等で健康診断票等に示され、通知・報告等がなされる体重測定や健康診断に使用
- 病院等で健康診断に使用
- その他証明書等に記載するために使用

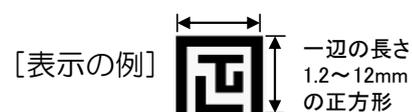
④ 工程管理における計量等、内部的な行為にとどまり、計量の結果が外部に表明されない行為や、契約の要件にならない計量、単に参考値を示すだけの計量などは取引・証明行為には含まれません。

◇鹿児島市域の検査は、市内を北部と南部に分け、偶数年に北部、奇数年に南部の地区を対象に実施され、鹿児島市計量検査所が行うもの（定期検査）と定期検査に代わる計量士による検査（代検査）とあり、どちらかを選択することができます。

☆お問い合わせは、鹿児島市計量検査所（099-256-5633）まで

⑤ 検定証印等には、「検定証印」と「基準適合証印」の二種類があります。

- 検定証印とは、製造・修理された計量器を国や県などの公的機関がその性能や構造が計量法で定める条件に合うかどうかを検査し、これに合格した計量器に付されるもの。



- 基準適合証印とは、都道府県等の検査を受け、一定基準の品質管理能力があると認められ、経済産業大臣の指定を受けた事業所が、製造した計量器を自ら検査し、これに合格した計量器に付すことができるもの。検定証印と同じ効力を持ちます。



⑥ 計量法上、業務の中で取引・証明行為に使える計量器には、家庭用計量器（ハルスター、ベビースケール、キッチンスケールなど）は含まれません。

- 家庭用計量器とは、製造又は輸入の段階において、検定に合格するための技術基準よりやや緩やかな、しかし家庭用としては十分な技術基準を計量法に基づいて適用し、供給段階でその品質を担保しているもの。
- 家庭用計量器の表示の例

